

藤沢市勤労者生活資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者の生活の安定と向上を図るため、藤沢市勤労者生活資金（以下「生活資金」という。）を融資することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「勤労者」とは、労働金庫法第11条に定める労働金庫の会員たる資格を有する者をいう。

(融資の対象者)

第3条 生活資金の融資の対象者は、市内に居住又は勤務する勤労者とする。

(融資の内容等)

第4条 生活資金の融資の内容等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 資金使途

- ア 自己又は家族の居住用家屋の増改築・修繕費及び太陽光発電設備設置費
- イ 自己又は家族の冠婚葬祭費
- ウ 自己又は家族の医療費
- エ 自己又は家族の出産費
- オ 自己又は家族の教育費
- カ 自己又は家族の技能・資格取得費
- キ 自己又は家族のボランティア・余暇活動費
- ク 自己又は家族の耐久消費財購入費
- ケ 自己又は家族の介護費
- コ 自己の育児・介護休業期間中の生活費
- サ 自己の貸金遅欠配費

(2) 融資限度額 300万円

(在勤者については他市町村の勤労者生活資金貸付制度との合計額とする。)

(3) 融資利率 融資利率は、市長と取扱金融機関が協議して定める。

(4) 返済期間

融資金額が50万円以下の場合 3年以内

融資金額が50万円超える場合 10年以内

(5) 元金据置期間 資金使途のうち、オについては4年以内、コについては1年以内の元金据置期間（返済期間に含む。）を設けることができる。

(6) 返済方法 元利均等月賦返済（半年賦併用）

(7) 保証 取扱金融機関の定めるところによる。

(融資資金の預託)

第5条 市長は、取扱金融機関に予算で定める範囲の融資資金を無利息で預託し、融資を行わせるものとする。

(取扱金融機関の指定)

第6条 取扱金融機関は、中央労働金庫(神奈川県内支店)とする。

(取扱金融機関の義務)

第7条 取扱金融機関は、第5条に定めるところにより預託を受けた融資資金について、

市長と取扱金融機関が協議して定めた倍率の相当額を融資するものとする。

- 2 取扱金融機関は、融資の申し込みを受けた場合は、直ちに所定の審査を行い、融資することを決定したものについては、速やかに融資するものとする。
- 3 取扱金融機関は、毎月の融資実績を、翌月末日までに藤沢市勤労者生活資金融資実績報告書により市長に報告するものとする。

(借入れの手続)

第8条 融資を受けようとする者がある場合は、取扱金融機関に対し所定の融資申込書に次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 給与証明書等及び印鑑登録証明書
- (3) 資金使途を明らかにする書類
- (4) その他取扱金融機関が必要とする書類

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関の融資状況を随時に調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。